

徳島県告示第七十七号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
海部郡海陽町大里字白水八〇、八三の一から八三の四七まで、神野字神祇一二の一三、字大谷二六の八、字三箇二四の一、小川字桑原谷二九、三〇・三二・五一の一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字東桑原六一、六二の一から六二の四まで、字皆ノ瀬五九の二、五九の二八、六六の一七、字深瀬六の一、六の二、七の一、七の三、九、字北峯六の四、六の六、六の七、字関ノ溝一一、一二の一、一二の三、一二の四、字玉笠八六の三八、八六の四〇、字青木下一三、平井字保勢一一二の一三、字蔭杉宇一七の一、一七の三、浅川字荒瀬一五の六五から一五の六七まで、奥浦字鹿ヶ谷六〇の一、六〇の一五、六〇の三八、六〇の三九、六〇の四四、六〇の四五、字一字谷四一の一、四一の九、櫛川字西敷七五の二三から七五の二六まで、七五の二八、大井字大谷五一の四〇から五一の四二まで、塩深字出久保三四、小谷字猪ノ鼻四二の一、九七の一、九九の一

二 指定施業要件の変更に係る保安林の指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。)